

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持改善計画を含む）

平成 29 年 8 月 31 日

二宮町地域公共交通活性化協議会

会長 大森 宣暁

生活交通確保維持改善計画の名称
二宮町生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>これまで二宮町では、交通不便地域の拡大や交通弱者の増大する中、民間事業者による公共交通に加え、生活交通確保（運行費用の一部補助）による路線バスの維持や、交通空白不便地域におけるコミュニティバスの運行により地域公共交通の確保維持に努めてきた。</p> <p>しかし、山西地区や富士見が丘地区の一部のように、路線バスの運行本数が少ない地域、一般的に徒歩圏といわれる場所にバス停があっても山坂があり移動が難しい地域等があり、人口密度が低くバス路線の配置が難しい地域及び高齢化が進む地域（不便地域の高齢化率は平成 28 年 3 月現在約 50%となる）の移動手段確保が課題となっていた。</p> <p>また、基幹バス路線においても日中は運行本数が減少するため、買い物や病院等の移動手段が不足するといった課題もあり、いかに町民ニーズ応じた地域的、時間帯的交通手段を確保するかが、デマンド型の導入を含め課題となっていた。</p> <p>これらの課題解決のため、町民ニーズを的確に捉えた将来的な町全体の交通のあり方を示すとともに、地域ニーズを踏まえた最適な交通手段を確保するため「二宮町地域公共交通活性化協議会」を平成 23 年に立ち上げ施策の検討を行ってきた。</p> <p>検討の結果、誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けられることができる公共交通体系の構築を目標とした「二宮町地域公共交通計画」を平成 25 年 3 月に策定した。本計画の策定により、コミュニティバス・路線バス・デマンド型公共交通の役割分担を明確化し、コミュニティバス及び路線バスの運行改編を平成 25 年 12 月に行った。また、デマンド型公共交通の導入要望のあった山西地区及び富士見が丘地区について、既存のタクシー車両を用いたデマ</p>

ンド運行を平成 25 年 10 月より実験的に運行開始し、デマンドタクシーの利用をより促進するため、平成 26 年 10 月より「地域公共交通確保改善事業」に基づく国の支援を受けながら地域公共交通の維持・確保・改善に努める運行を続けている。目標に掲げる乗車人数を達成すべく、利用促進の方策として、登録要件の緩和や利用促進キャンペーンを実施したが、目標と乖離する結果となった。

平成 28 年 10 月にはデマンドタクシーの運行開始から 3 年を経過することから平成 28 年度より町の地域公共交通全体の効果を検証するため、デマンド型公共交通を導入していた山西地区及び富士見が丘地区の住民を中心に、町民全体を交えた検討を行った。検討の結果、デマンドタクシーはシステムなどが複雑で料金を含め課題があり、導入地域からコミュニティバスの運行を求める意見が多かったため、平成 29 年 9 月をもって休止とし、新たな手法を研究・検討しつつ、交通空白不便地域となる地域を中心としたコミュニティバスを運行することとした。コミュニティバスの改編にあたり、わかりやすいルート、ダイヤ、行き先を設定したほか、山坂等が多い地域は停留所の箇所を増やすなど、平成 29 年 10 月からの運行に向けて検討を進めている。

平成 29 年 10 月より町の交通計画に掲げる誰もが移動手段を確保することができ、維持し続けられることができる公共交通体系の構築するため、「地域公共交通確保改善事業」に基づく国の支援を受けながら地域公共交通の維持・確保・改善に努める。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

### (1) 事業の目標

○コミュニティバス乗車人数 実績 41 人/日

目標 平成 30 年 100 人/日 平成 31 年 100 人/日 平成 32 年 110 人/日

○乗り支える仕組みへの協力 割引手形購入者 平成 29 年 9 月販売開始予定

目標 平成 30 年 300 人 平成 31 年 300 人 平成 32 年 310 人

○外出が週 1 回未満の高齢者割合の減少

目標 平成 30 年 10%未満 (現状 12.5% 町民アンケート結果より)

### (2) 事業の効果

今後増大する高齢者を中心とする交通弱者やデマンド型交通を導入していた

交通不便地域（山西地区及び富士見が丘・松根地区）の、日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、他の公共交通機関と連携するため、交通結節点を中心とした運行をすることで、交通弱者等の移動範囲が拡大したり社会参画が促進されたりして、結果として地域の活性化が期待できる。さらに、割引手形などの乗り支える仕組みを導入することで、交通弱者以外の方にも利用が促進され、現在の公共交通を維持する「乗り支える意識」の醸成を図る。

### 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・地域公共交通の乗り支える仕組みとしてコミュニティバスの回数券の改良と割引手形の導入（二宮町、交通事業者）
- ・わかりやすいコミュニティバスマップと利用促進策の案内チラシを全戸配布（二宮町）
- ・公共交通機関の利用促進として、スマートムーブを紹介した啓発冊子の作成し、町開催イベントにおいて啓発を行う（二宮町）

### 4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

別添の表1のとおり。

### 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

二宮町から運行事業者への委託金額については、運行収入等及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を支払う。

### 6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・神奈川中央交通西株式会社

### 7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※補助対象事業者が協議会ではないので記載せず

### 8. 別表1の補助対象事業の基準ニただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域関幹線系統のみ】

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

### 9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

**【地域関幹線系統のみ】**

※地域内フィーダー系統確保維持関係のため、記載せず。

10. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の概要

**【地域内フィーダー系統のみ】**

別添の表5のとおり。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

二宮町のコミュニティバスの車両は平成12年から路線バスとして運行していたものを、平成14年からコミュニティバスとして運行したもので、耐用年数を大幅に上回る17年を経過し、老朽化が著しく、山坂が多い二宮町の地域的特性を考慮すると故障や排気ガスの問題もあり、早急に更新する必要がある。また、ツーステップバスのため、日中の主な利用者である高齢者や子育て世帯、妊産婦等が利用しにくく、利用促進における課題となっているため、ノンステップ車両を1台購入する必要がある。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**

**【目標】**

○コミュニティバス乗車人数 実績 41人/日

目標 平成30年 100人/日 平成31年 100人/日 平成32年 110人/日

○外出が週1回未満の高齢者割合の減少

目標 平成30年 10%未満 (現状 12.5% 町民アンケート結果より)

**【効果】**

ノンステップ車両の導入により、誰もが乗りやすく、使いやすいものとなり、特に高齢者や妊産婦、身体的障害がある方の利用が期待される。

また、新規更新した車両に町のPRキャラクターを活用したラッピングをすることで、普段自家用車を使用しがちな子育て世帯にも関心をもってもらい、利用していただくことで、環境面においても効果が期待できる。

なお、これまで把握が困難であったバス停ごとの乗降データが集計できる機材を導入することで、利用実績に応じた運行の見直しを定期的に行い、利便性を向上させていく。

さらに、町では特に日中の利用が期待される高齢者、妊産婦、就学前児童を養育している子育て世帯のさらなる利用促進のため、割引手形を導入することで、車両、ルート、料金の各面において乗りやすい、使いやすいを実感していただくことを目標にしている。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用負担者  
【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金要綱（別添の表6又は表8）のとおり。なお、二宮町から運行事業者への委託金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を支払う。

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持改善事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）  
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※車両を取得しないので記載せず。

15. 協議会の開催状況と主な議論

平成23年度

開催年月日		主な議論
第1回	平成23年8月4日	協議会設立・事業内容についての協議
第2回	平成24年1月18日	町民アンケート結果について、町民ワークショップの実施について、地域公共交通計画についての協議
第3回	平成24年2月21日	地域公共交通における目標・基本方針の決定、次年度スケジュールについての協議

平成24年度

第4回	平成24年6月28日	二宮町地域公共交通活性化協議会事務局規定及び財務規定、平成24年度歳入歳出予算の承
-----	------------	---

		認及び二宮町における地域公共交通施策についての協議
第5回	平成24年10月24日	地区懇談会の実施報告、地域公共交通計画施策の検討及びモビリティ・マネジメントの実施について協議
第6回	平成24年12月18日	二宮町地域公共交通計画素案の検討及びモビリティ・マネジメント（事前）結果の報告
第7回	平成25年2月22日	二宮町地域公共交通計画（案）の検討及び生活交通ネットワーク計画（案）（地域内フィーダー系統確保維持計画）及び（生活交通改善事業計画）についての協議

平成25年度

開催年月日		主な議論
第1回	平成25年6月26日	平成24年度事業決算報告及び平成25年度予算について、生活交通ネットワーク計画についての協議
第2回	平成25年8月28日	デマンドタクシーの運行について、コミュニティバスの再編について、既存コミュニティバスの計画変更についての協議
第3回	平成26年3月28日	デマンドタクシー・コミュニティバスの運行状況について、平成26年度予算についての協議

平成26年度

開催年月日		主な議論
第1回	平成26年6月26日	平成25年度事業決算報告について、平成27年度生活交通ネットワーク計画についての協議
第2回	平成27年2月19日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況について、モビリティ・マネジメントについて、平成27年度予算についての協議

平成 27 年度

開催年月日		主な議論
第 1 回	平成 27 年 6 月 22 日	平成 26 年度事業決算報告、平成 28 年度生活交通確保維持改善計画についての協議
	平成 28 年 1 月 29 日	平成 27 年度事業評価についての協議
第 2 回	平成 28 年 3 月 28 日	コミュニティバス・デマンドタクシーの利用状況について、コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査結果について、平成 28 年度予算についての協議

平成 28 年度

開催年月日		主な議論
第 1 回	平成 28 年 6 月 30 日	平成 29 年度生活交通確保維持改善計画についての協議
	平成 28 年 7 月 21 日	平成 27 年度事業決算報告、コミュニティバス及びデマンドタクシーの見直しについての協議
第 2 回	平成 28 年 12 月 21 日	見直しに向けた説明会報告、コミュニティバス・デマンドタクシーの見直しについて、乗り支える仕組みの導入についての協議
	平成 29 年 1 月 24 日	平成 28 年度事業評価について協議
第 3 回	平成 29 年 3 月 9 日	意見募集結果と回答について、コミュニティバス・デマンドタクシーの見直しについて、乗り支える仕組みの導入についての協議

平成 29 年度

開催年月日		主な議論
第 1 回	平成 29 年 5 月 19 日	平成 28 年度事業決算報告、コミュニティバス運行計画について、乗り支える仕組みについて、二宮町地域公共交通計画についての協議
第 2 回	平成 29 年 8 月 31 日	平成 30 年度生活交通確保維持改善計画について、二宮町地域公共交通計画について、乗

## 16. 利用者等の意見の反映状況

平成 23・24 年度

- ・ 町民アンケート調査（平成 23 年 9 月）
- ・ 町民ワークショップ（平成 23 年 11～12 月）
- ・ 地区別懇談会及び地区別アンケート（平成 24 年 6～9 月）
- ・ 二宮駅マイカー送迎モビリティ・マネジメント（平成 24 年 11 月～平成 25 年 2 月）
- ・ 町民意見募集（平成 25 年 1～2 月）

平成 25 年度

- ・ 地区説明会（平成 25 年 5 月・9 月）
- ・ 地区役員との意見交換会（随時実施）

平成 26 年度

- ・ 地区役員との意見交換会（随時実施）
- ・ モビリティ・マネジメント（平成 26 年 10 月）

平成 27 年度

- ・ 地区役員との意見交換会（随時実施）
- ・ コミュニティバス・デマンドタクシー利用意向アンケート調査

平成 28 年度

- ・ 地区役員との意見交換会（随時実施）
- ・ 見直しに向けた意見交換会（平成 28 年 9 月・11 月）
- ・ コミュニティバス運行ルート（案）及び時刻表（案）に対する意見募集（平成 28 年 12 月～平成 29 年 1 月）

平成 29 年度

- ・ 地区役員との意見交換会（随時実施）

## 17. 協議会メンバーの構成

関係都道府県	神奈川県（県土整備局都市部交通企画課）
関係市区町村	二宮町（政策総務部企画政策課）
交通事業者・	神奈川中央交通株式会社

交通施設管理者等	相模中央交通株式会社 JR 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社 一般社団法人神奈川県バス協会 一般社団法人神奈川県タクシー協会 神奈川県大磯警察署 神奈川県平塚土木事務所 二宮町（都市部）
地方運輸局	関東運輸局神奈川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	学識経験者（宇都宮大学教授） 神奈川県交通運輸産業労働組合協議会 二宮町議会 二宮町地区長連絡協議会 二宮町 P T A 連絡協議会 二宮町老人クラブ連合会 一般公募町民 二宮町（健康福祉部）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）神奈川県中郡二宮町二宮 9 6 1

（所 属）二宮町地域公共交通活性化協議会事務局

（氏 名）高澤 晃

（電 話）0463-71-3311 内線 356

（e-mail）[kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp](mailto:kikaku@town.ninomiya.kanagawa.jp)